

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

中小企業庁セーフティネット保証5号の業種指定に係る問い合わせ窓口の周知について

平素より国土交通行政の推進に御協力いただき厚く感謝申し上げます。

このたび、建設工事受注動態調査の統計データに関して、中小企業庁が所管する「セーフティネット保証5号」(※)の業種指定に使用している統計データに疑義が生じています。

従来、セーフティネット保証の業種指定には「建設工事受注動態統計」を使用して業種ごとの業況を把握し、業種指定を検討する形となっていました。当該統計の数値に疑義が生じたため、18業種については、指定を受けられるかどうかの判断が通常の指定より遅れております。

つきましては、昨年12月28日付で国交省からプレスリリースしておりますとおり(別紙)、本件に係るお問い合わせ窓口を開設しておりますので、特に指定に空白期間が生じている18業種に属する企業の皆様で、資金繰りについてお困りの方も含めてご利用いただけますよう、会員企業の皆様に周知方お願い申し上げます。

なお、業種指定の判断が見送られている18業種に属する事業者については、資金繰りに支障をきたすことのないよう、特に丁寧な資金繰り相談に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を徹底する旨、中小企業庁等から政府系金融機関に要請がなされております。

(※) 業況が悪化していると中企庁が認めた業種について、融資額の80%を保証する制度です  
[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

**【お問い合わせ窓口】**

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

電話：03-5253-8281(直通)

須貝、若穂 困、萬 (内線 24824、24844、24864)

(指定が遅れている18業種)

土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)、舗装工事業、建築工事業(木造建築工事業を除く)、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業(型枠大工工事業を除く)、型枠大工工事業、鉄筋工事業、塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)、道路標示・区画線工事業、床工事業、内装工事業、はつり・解体工事業、他に分類されない職別工事業、電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)、有線テレビジョン放送設備設置工事業、信号装置工事業、道路標識設置工事業

別紙 国土交通省プレスリリース